

第八條

乙は期間満了に際し契約の更新を請求しないとき、又は前条に因り本契約終了のときは地上の建築物及び附従物件を収去して土地を返還するものとする。若し乙が右工作物を収去しないときは、甲がこれをなし、その費用を乙に請求できるものとする。

第九條
特約事項

本件契約に関し紛争を生じたる場合は双方共関係法規並びに慣習に従うも道義的に解決する事。

右契約の証として、本契約書を 式 通作成し各自署名捺印の上各壹通を保有する。

平成 四年 五月 廿九 日

貸主(甲)

住所

氏名

借主(乙)

住所

氏名

仲介人

住所

氏名

取引主任者

住所

氏名

土地賃貸借契約書



住所

賃貸人(甲)

住所

賃借人(乙)

右土地の賃貸借に關して賃貸人を甲として賃借人を乙として左の通り契約する。

第一条 甲はその所有係る左に掲げる土地を乙に賃貸しその使用をなすしめることを約し乙はこれを賃借し賃借を支払うことを約した。

一 物件所在地 高師区宝町六三番地の南部
一 空地 九拾四坪貳合五勺

別紙圖面を通り

第二条 本賃貸借の契約期間は昭和四拾七年六月拾五日より昭和六拾七年六月拾四日までの満貳拾年間とする。但し六ヶ月前に甲乙合意の上本契約を更新解約又は延長をすることが出来る。

第三条 この条々月間の賃料は金四仟五百貳拾圓也。但し借地に対する租税公課の増加、地価の暴騰又は隣地賃借料の増加等が賃借料の増加額を請求を受けたと認められこれに比するものとす。第四条 甲の作成した承諾書はこれに乙は賃借地を転賃又は借地権の譲渡をすることが出来ない。

前五条 この契約について訴訟を生じた時は甲が居住する所の裁判所を第一審裁判所とする

第六条 都市計画等による区画整理の場合及び甲が所有地の整理・私道の開設改修・下水溝の設置その他附近居住者の利益のため甲より借居地の一部の返地若しくは使用の請求があった時はこれに応ずるものとする

第七条 甲は土地の租税その他公課を負担する

第八条 この所有建物の増改築をするときは甲の承諾を受けなければならない

第九条 この借借料金を毎月末日までに甲の住所に於て支払うものとする また乙が六ヶ月以上借借の支払を怠った時甲はこの借借借契約を解除することが出来る

右契約を証する為此の証書を作り各署名捺印をして各々その寄通を保存する

昭和四拾七年五月拾六日

借借人

借借人